

令和6年11月27日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	好子
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	簗	原	悠	太	朗			
副	市	長	松	崎	賢	明			
教	育	長	橋	本	吉	史			
秘	書	広	報	室	長	馬	場	浩	義
総	務	部	長	秋	山	勲			
企	画	部	長	平	武	文			
市	民	部	長	山	口	幸	彦		
健	康	福	祉	部	長	坂	田	智	子
建	設	経	済	部	長	田	中	和	己
教	育	部	長	牛	島	新	五		
総	務	課	長	清	水	正	行		
財	政	課	長	鵜	木	英	希		

議事日程第1号

令和6年11月27日(水) 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第4 議案上程・説明

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 委員長報告
 - 請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願
- 第4 議案上程・説明

午前10時 開会

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本年最後の定例会となりました。多くの議案が提出されております。最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

傍聴席の皆様、今日は誠にありがとうございます。満席は初めてでございますので、私も緊張しております。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

ここで、今回、八女市長に就任されました箕原悠太郎市長に対しまして、議会を代表して一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

箕原市長におかれましては、このたびの八女市長御就任、誠におめでとうございます。縁故少ないこの地におきまして、多くの方々の御支援、御協力を受けられました。これも御自身の人を引きつけるお人柄ゆえの結果と思います。

御存じのとおり、八女市は福岡県で北九州市に次ぐ広大な面積を持ち、緑豊かで、農業を基幹産業としているまちであります。また、古くは筑紫君磐井の歴史や、中世には南北朝動乱の歴史があり、伝統工芸産業も盛んで、歴史と文化のまちでもございます。風光明媚で人

情味あふれるこのまちも、例外なく少子高齢化、人口減少の波にのまれ、それに伴う様々な問題が起きております。また、気候変動による自然災害も多発しているところでございます。

このように多種多様な課題を抱え、市政運営は大変でございましょうが、市民の皆様の御期待に応えられ、八女市の福祉の向上、八女市発展のために御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

議会としましては、車の両輪の一翼として力を尽くす所存でございます。九州最年少の市長で、気力、体力とも充実しておられるとは思いますが、最初から急発進、急加速されますとなかなか続かないところもあろうと思っております。健康には十分留意され、大胆かつ堅実な市政運営をされますよう祈念いたしまして、私のお祝いの挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。（拍手）

すみません、実は拍手はしてはいけないことになっておりますので、よろしく願いいたします。

今会期中、議場内での撮影は報道機関及び事前申請者のみ許可しておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、マスクの着用については、個人の判断を基本といたしますので、個々の判断を尊重していただきますようお願いいたします。

お知らせいたします。議案書、資料、説明員名簿、提案理由書及び一般質問表をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和6年第5回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、箕原市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○市長（箕原悠太郎君）

皆様おはようございます。このたび、第10代八女市長に就任いたしました箕原悠太郎でございます。

令和6年第5回八女市議会定例会の開会に際しまして、市長就任後初めての定例会でございますので、貴重な時間を拝借いたしまして、今後の市政運営の基本方針について、所信の一端を述べさせていただきます。

私は、11月10日執行の八女市長選挙におきまして、多くの市民の皆様から御支持をいただき、市政の運営を担わせていただくこととなりました。この八女市、様々な課題が山積する中、新たな時代に向けての市政運営を行う市長として、改めて責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、幼少期を星野村で過ごし、美しい自然や様々な生き物と触れ合いながら、そして何よりも地域の皆様からの温かい愛情を受けて育ちました。私にとって八女市はふるさとそのものであり、私自身の原点でございます。そして、八女市に恩返しをしたい、市民の皆様が希望を持って暮らせる元気な八女市をつくっていきたく考えるようになりました。

その思いを実現するために、大学卒業後は経済産業省に入省し、国家公務員の視点から、様々な政策、また政治について学びました。また、八女市の基幹産業たる農業の知見、そして国際感覚を身につけるため、農業大国であるオランダでも研さんを積んでまいりました。

私は今回の市長選挙を通じて、「変革」というキーワードを掲げてまいりました。今、なぜ変革が必要なのか。企業経営やビジネスの世界にゆでガエル理論というものがございます。カエルはいきなり熱いお湯に入れると、すぐにそこから逃げ出してしまいます。しかし、冷たい水に入れて、少しずつその水温を上げていくと、温度の変化に慣れてしまい、逃げ出すタイミングを失って、最後はゆでガエルになってしまうというものです。

このように、ゆっくりと進む環境の変化や危機に対応する難しさ、そして気がついたときには手後れになってしまう、その恐ろしさを説明するのがこの理論です。今、まさに八女市は手後れになってしまうほんの一步手前だと、そういう危機感を私は抱いております。このままでは、多くの場所が限界集落、さらには消滅集落になり、先人たちが長年紡いでこられた伝統、文化、技術が失われてしまう、そういった危機的な状況だと思います。変革というのは、時に痛みも伴います。しかし、この変化の激しい不確実な時代において、現状維持は衰退を意味します。八女市が直面するこの状況に真正面から立ち向かう、変化を恐れない政策を実行する、そんな市政を市長としてリーダーシップを持って実現してまいります。

また、変革に加えて、将来の八女市をつくっていくための方針として、「八女を世界に」というテーマも訴えてまいりました。世界地図で見れば、八女市は小さな自治体かもしれませんが、私は海外を見てきたからこそ、この八女の様々な魅力、資源は世界で勝負していけると確信しております。今、八女市に足りていない要素の一つが何より発信力です。知ってもらえさえすれば、ここにはもっと人やお金が集まってきます。日本全体の経済が縮小しているからこそ、国内だけではなく、世界を見据えて勝負していく、そういった取組が必要です。

この変革の実現と世界への発信は一朝一夕で実現できるものではなく、一つ一つの政策を積み上げていくことが不可欠です。その政策の柱を8つに分けて御説明させていただきます。

まず1点目は、「市民が主役の市政を行う八女市」、この実現に向けた市政改革でございます。

政治は市民のためのものです。市民の皆様が政治を自分事として考えていただけるように、市政に参画していただけるための仕組みを整えてまいります。

具体的な取組として、まず市民の皆様との対話の機会を充実させてまいります。この広い八女市において隅々まで話を聞くため、自らが各支所に出向き、支所職員や地域の方々と対話をする移動市長室を定期的に開設いたします。また、支所以外にも、八女市内の行政区長会をはじめとした地域の各種団体との座談会を定期的に開催するなど、現場の声に常に耳を傾ける、「会いに行ける」、そして「会いに行く」市長を目指します。

また、市民の皆様のお話をお伺いするだけではなく、実際に市民の方が政策提言できる機会を充実させ、市民の声が政策に取り入れられる仕組みを整えてまいります。例えば、八女市子ども議会を発展させるなど、幅広い世代が実際に政策提言できる環境を整えるほか、官民合同の政策ワークショップなど、市の総合計画をはじめとした重要政策の策定に、市民の皆様が直接参加できる仕組みを充実させてまいります。

加えて、市政改革のためには、市役所内部が発展していくことも重要であり、市の職員の皆さんがその能力や創造性を最大限発揮できる環境づくりにも取り組んでまいります。市長として、これからリーダーシップを持って様々な課題に挑戦してまいる覚悟ですが、市職員の協力なしには円滑な市政運営は行えません。職員一人一人との対話を行っていくことはもちろん、外部人材の積極登用や職員の自己研さんのための機会を充実させ、市役所全体のレベルアップを図ってまいります。

また、所属部署の職責にとらわれず、八女市の発展のために、職員自らが自由に政策を策定し、実行できる制度を構築します。こうした取組を通して、全ての職員が働きやすく、最大限の能力や創造性を発揮できる環境を整えてまいります。

続いて2点目は、「全ての産業が元気で稼げる八女市」、これを実現するための経済・産業政策でございます。経済産業省や海外で培った経験とネットワークを最大限活用し、市民の皆様により豊かな生活の実現に取り組めます。この豊かさという言葉の中には様々な要素がございますが、その中で経済的豊かさ、これを私は実直に追求してまいります。

今、農林業や伝統工芸をはじめとして、多くの八女の産業が苦しい状況にあります。日々、汗水垂らして働かれておられる市民の皆様が、収益の増加、手取りの増加という形で正当に、そして目に見える形で報われる、そういった経済の実現を目指してまいります。また、市役所自身の財政状況も改善しなければなりません。八女市の経済が潤うことで、市役所の税収、自主財源も増加する、そういった絵姿を中長期的な視点で示してまいります。

具体的な取組として、まず農業分野においては、食を通じた八女ブランドのさらなる価値向上と農産物の輸出拡大に取り組んでまいります。八女茶をはじめとした八女の農産物の魅力をJAをはじめとした関係団体とも協力しながら国内外に強く発信し、八女産農産物のさらなる知名度の向上と消費拡大、そしてその結果としての価格向上を図ります。同時に、有機栽培の推進や関連した認証の取得、海外の販路の確保などに取り組むことで八女産農産物

の輸出拡大を広げてまいります。

また、足元の課題への対応として、農業の生産性向上と耕作放棄地の有効活用に取り組むことも重要です。八女の伝統的な農業技術とスマート農業をはじめとした国内外の最新の技術を組み合わせることで、八女の様々な農産物の生産性向上を目指します。一方で、特に山間部に集中する集約化や最新の農業技術の活用が難しいような農地においては、新たな高付加価値作物の導入や兼業農家、週末農家の誘致といった取組によって、耕作放棄地の再生、地域の活性化を進めてまいります。

あわせて、稼げる林業の実現にも取り組んでまいります。林業をより稼げる産業に進化させるため、集約化、効率化などの取組をさらに推進するとともに、CLTなど新たな木質材料の活用も通じて林業の収益性を向上させます。また、木材の生産のみならず、二酸化炭素、CO₂の吸収量を販売することにより利益を上げるカーボンクレジットの活用によって、木の育成途中でも利益を上げられる林業の仕組みを確立し、八女を現代林業の先進地とすることを目指します。

また、農林業のみならず、商工・地場産業の活性化にも取り組んでまいります。商工業者の経営基盤の強化や事業承継支援に加え、新規創業支援も拡大し、官民合同でのビジネスコンテストの開催など、新しい取組にも積極的に取り組んでまいります。

農林業や商工業といった地場産業の発展が私の考える経済・産業政策の基本でございますが、高い付加価値を生み出す企業の誘致も同時に進めてまいります。その際、誘致企業が地場産業の発展に寄与するよう、また誘致企業の撤退によって産業が空洞化しないよう、農林業関連や環境関連企業など、八女ならではの企業誘致に注力し、最終的に八女の強みを生かした産業集積の実現を目指してまいります。

続いて3点目は、「教育や育児のための最高の環境が整った八女市」、これを実現するための子ども政策でございます。

子どもたちは将来の八女市を担うかけがえのない宝であり、中長期的な八女の発展のためには、将来を担う子どもたちへの投資は不可欠です。充実した教育制度や手厚い育児支援を通して、輝かしい未来を担う人材への投資を進めてまいります。

具体的な取組として、まず実質的な待機児童ゼロの達成と山間部の保育所の活性化に取り組んでまいります。旧町村の保育所は児童数が減少する一方で、八女市の一部では児童数の増加により、希望の保育所に通わせることができないという保護者の方もいらっしゃいます。児童数が増加している地域にある既存の保育所の収容能力を向上させるとともに、居住地域以外の保育所にも通える環境を一層整備し、待機児童ゼロを達成するとともに、山間部の保育所の活性化を目指します。

また、経済的な子育て負担の軽減にも当然取り組んでまいります。物価上昇が続く中で、

子育てのための経済的負担を軽減することが、出生数の増加やファミリー層の移住増加につながります。政府の子育て政策の今後の方向性も踏まえながら、将来世代に負担を残さない形の財源を確保した上で、最大限子育て世代の負担軽減に取り組んでまいります。

あわせて、教育のデジタル化、教育DXの推進にも力を入れてまいります。地域ごとに生徒数の大きく異なる八女市内の小中学校で、均一かつより質の高い教育を提供するためには、教育のデジタル化、効率化が不可欠です。学校の通信環境の整備やタブレット端末などの学習ツールの普及に加えて、教職員等の研修を充実させるなど、ハード・ソフト両面から教育DX推進のための支援を行い、学校ごと、生徒ごとにきめ細かい教育環境を提供してまいります。

続いて4点目は、「医療・福祉が充実した八女市」、これを実現するための医療政策、福祉政策でございます。

市民の皆様が健康な生活を送るためには、充実した医療・福祉制度が不可欠です。平たん部から山間部まで広い面積を有し、また高齢化が進む中においても、市民の皆様全員が安心して医療、福祉の恩恵を受けることができるまちづくりを目指してまいります。

まず取り組むべきは、公立八女総合病院に関する議論の進展です。現在、公立八女総合病院の移転、建て替えに関する議論が進められていますが、何より重要なことは医師の確保です。医師派遣を行う久留米大学医学部と十分に協議をし、十分な医師数を確保するための公立病院の在り方に関する議論を加速させます。

また、筑後地域の広域的な医療体制の在り方について、広川町、筑後市などの近隣自治体ともよく協議をするとともに、その意思決定過程を透明化させるため、市民の皆様に向けた説明会や意見交換会の場を各地域で定期的に設けることで、しっかりと市民の皆様議論の経過を御説明してまいります。

また、高齢化が進む八女市においては、介護の負担軽減や認知症対策は喫緊の課題であり、現役世代が仕事や日々の生活に集中できる環境を整えることが重要です。介護スタッフや家族介護者への支援、認知症の早期発見をさらに推進するとともに、農福連携も推進してまいります。農福連携とは、障がいを持つ方や高齢者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がいを持つ方や高齢者にとってやりがいのある就業の場を生み出すとともに、人手不足をはじめとした八女の農業の課題の解決につなげてまいります。

5点目は、誰もが安心・安全に住める八女市、これを実現するための政策でございます。

県内第2位の広大な面積を有する八女市において、どこの地域においても誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

この安心・安全には様々な要素がございますが、まず第一に、防災・減災対策をさらに強

化してまいります。災害を未然に防ぐことはもちろんのこと、災害は避けられないものとして対策を講じることも重要です。現状の流域治水対策や地震対策を見直すとともに、AIを活用した道路・河川状況の監視や、ドローンによる孤立集落への物資輸送など、民間企業とも協力しながら、最新技術を取り入れた防災対策を推進してまいります。

また、安心・安全の要素として、移動手段の確保が重要であり、その方策の一つとしてライドシェアを推進してまいります。一般ドライバーが自家用車で乗客を有償で運ぶライドシェアの取組が今般、全国的に進んでおり、交通空白地解消のため、自治体などが主体となって行う公共ライドシェアの仕組みも整備されております。面積が広く、また高齢ドライバーが増加する八女市において、ライドシェアの普及は地域の移動手段の充実に不可欠だと考えております。人材・事業者支援や周辺自治体との連携など、早急にライドシェア普及に向けた取組を進め、最終的に市内全域での導入を目指してまいります。

6点目は、「伝統・文化・芸術が盛える八女市」、これを実現するための文化政策でございます。

八女は様々な伝統や文化が根づいており、これまで多くの芸術家も輩出してきました。こういった八女の文化資源を守り、さらに発展させるための取組を行ってまいります。

まず、伝統工芸産業のさらなる発展に取り組んでまいります。伝統工芸を産業としてさらに発展させるため、仏壇やちょうちん、和紙といった伝統工芸品の国内外への販路拡大のための支援策をさらに充実させます。また、既存の伝統的な製品に加えて、伝統工芸技術を活用した新たな特産品創出を後押しすることで、新たな顧客獲得と伝統工芸産業の収益性の向上を目指します。

また、産業としてだけでなく、文化や芸術としての伝統工芸の位置づけを確立することで、八女の伝統工芸のさらなる認知度や価値の向上を目指します。文化発信の拠点として、この新庁舎も大いに活用してまいります。

また、伝統ある町並みの保全・活性化にも取り組んでまいります。福島や黒木町といった伝統的な町並みの保全事業をさらに充実させるとともに、空き家の利活用や新規創業を推進し、伝統建築や町並みを活用した中心市街地のさらなる活性化を目指します。その際、補助金ありきではなく、住民の経済社会活動を通じた町並み保全が進むよう、文化活動と経済活動が両立するまちづくりを官民一体となって推進します。

7点目は、「多くの人を訪れる八女市」、これを実現するための観光政策、人口減対策でございます。

八女市には様々な観光資源がございます。この強みを生かして、八女市の魅力を積極的に発信し、移住者及び交流人口の増加を目指してまいります。

具体的な取組として、国内からの観光客はもちろん、インバウンド、外国人観光客の呼び

込みにさらに力を入れてまいりたいと思います。新型コロナウイルス感染症も落ち着き、再び増加したインバウンドを積極的に八女に呼び込んでまいります。外国人向けのPR・広報活動を充実させるとともに、市のホームページの多言語対応やインバウンド受入れ対応のための事業者支援を充実させてまいります。

同時に、空き家や廃校などの公共施設の再生、活用も進めてまいります。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワーク需要が拡大し、会社所在地とは異なる場所で生活しながら仕事をする方の数が増えております。空き家を移住者の生活・活動拠点として整備するとともに、廃校などの公共施設をシェアオフィスや共同の作業場、芸術活動の拠点などとして使えるように改装、整備し、定住人口、交流人口の増加を図ってまいります。

また、観光面、経済面での近隣自治体との連携も強化してまいります。八女市内はもちろん、筑後地域は様々な観光資源があり、県内の観光客数もパンデミック後、回復・増加傾向にあります。また、筑後圏は福岡都市圏、熊本、大分とも近く、そうした九州の地理的中心に位置する利点も生かしていく必要がございます。鉄道が通っていない、福岡都市圏からの距離が遠いといったこの八女市の弱点を補うためにも、近隣自治体との連携を進め、筑後地域が九州の観光や経済の拠点となる筑後観光経済圏の形成を目指し、八女市が主導して近隣自治体との議論を進めてまいります。

最後に8点目は、「環境先進都市八女」、これを実現するための環境政策であります。

地球温暖化対策や循環型社会の形成の重要性が日に日に高まっている中、豊かな自然に恵まれた八女市だからこそ、環境政策に積極的に取り組み、日本を代表する環境先進都市に進化させてまいります。

まず第一に、カーボンニュートラル、脱炭素に向けた取組を強力に推進してまいります。二酸化炭素の排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの取組が世界中で今求められています。八女市として、自治体単位でのカーボンニュートラル実現を目指すゼロカーボンシティの表明をいち早く行い、森林吸収源の確保や太陽光、バイオマスをはじめとした再生可能エネルギーの活用など、積極的に二酸化炭素排出削減の取組を推進することで、八女の農林業やエネルギー産業の発展、新産業の創出、地域の災害対応力強化につなげてまいります。

また、農地や林地の多面的価値の評価を推進してまいります。山間部の農地や林地は、農作物や木材の生産のみならず、地下水の涵養や生物多様性の維持など、様々な機能があります。農林業による収益だけではなく、そういった多面的機能を適切に評価することで、八女の環境維持のために必要な農林地の保全を後押ししてまいります。

以上、私の政策の基本的な考えの一端を申し上げましたが、その多くが一筋縄にはいかない、実現には様々なハードルがある政策だと認識しておりますし、また私一人でできることは限られております。まずは市の職員、そして市議の皆様との対話の積み重ねにより信頼関

係を構築し、今後の市政について十分な議論を行ってまいります。そして、自らが各地域に直接出向くことにより、市民の皆様お一人お一人との対話を大切にしながら、市民が主役の、そして市民目線の開かれた市政を実現してまいります。時代の潮流を読み、新たな取組も恐れず、果敢に挑戦していきながら、私の政治信条である「会いに行ける市長」、「会いに行く市長」として、全身全霊で市政の運営に邁進してまいります所存でございます。

議員各位におかれましても、より一層の御理解と御協力を賜りますことを切にお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

長くなってしまいましたが、本日は貴重なお時間を拝借いたしましたこと、深く御礼申し上げます。改めまして、これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本正敏君）

市長の発言は終わりました。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

おはようございます。令和6年第5回八女市議会定例会の運営につきまして、去る11月22日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

まず、会期であります。本日11月27日から12月13日までの17日間といたします。日程についてであります。本日開会をいたしまして、12月2日から5日を一般質問とし、5日の一般質問終了後から6日までの議案審議、9日、10日に委員会、分科会を行い、13日を閉会といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（橋本正敏君）

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から12月13日までの17日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの17日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（橋本正敏君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において10番川口堅志議員、12番堤康幸議員を指名いたします。

日程第3 委員長報告

○議長（橋本正敏君）

日程第3．委員長報告を行います。

令和6年3月定例会において総務文教常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（服部良一君）

皆さんおはようございます。請願第1号の総務文教常任委員長の報告をいたします。

総務文教常任委員会に付託されました請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願について、審査結果を報告いたします。

当委員会といたしましては、請願の意向は十分に理解できるものですが、あらゆる種類のハラスメント、あらゆる対象者、立場等を考慮した具体的な条例の制定は現実的に難しいため、委員会での採決結果は不採択となりました。しかし、請願にある意向を実現するために、議会として条例制定に向けた検討を実施していただきますよう求めます。

概要につきまして申し上げます。

本請願は、ハラスメントは人権問題であるとの認識に立ち、市民を含めたあらゆるハラスメントの防止を求める条例の制定を求めるものです。

審査に当たっては、3月に請願者から請願の趣旨等について陳述説明を受け、その後、執行部に対するヒアリングや近隣市町村の取組、県議会主催のハラスメント研修への参加、筑紫野市議会ハラスメント防止条例の取組状況視察を実施し、審査を重ねてまいりました。

審査の中では、ハラスメントは絶対にやってはいけないし、してはいけない。そのため、ハラスメントの防止に関する条例の制定は必要であるということは総務文教常任委員会全委員の共通の考えでありました。

ただし、あらゆるハラスメントというところになりますと、昨今のハラスメントの種類はパワハラ、セクハラ、マタハラ以外にも、モラハラ、ハラハラなど、次々に新しい種類のもので登場し、定義づけが困難であること。また、子どもから高齢者、男性、女性、性別を問わず、大企業、中小企業、個人企業、それから家庭と、それぞれの営みの中で、あらゆる対象者、あらゆる立場や場所を対象としての条例化は難しいこと。地方議会に対する請願は、

当該地方公共団体の権限外の事項については不採択のほかはないと解されているため、あらゆるハラスメントを対象とした当請願はこれに該当する。請願者の意見を十分に酌み、どのようなことがハラスメントであり、どのような方法で対処していくかを検討し、具体化していく必要があると意見がありました。

審査後の討論では、ハラスメントの概念の整理は必要であるものの、ハラスメントの防止には異論がないため、請願は採択すべきという議論がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

御賛同いただきましたならば、冒頭申し上げましたとおり、議会としての条例制定に向けた検討を議会運営委員会において進めていただきますよう要望いたします。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

○21番（川口誠二君）

何点か委員長に質問させていただきます。

本請願につきましては、言われましたように、昨年3月定例会に出されて、そして今年12月、この定例会で委員長報告がなされ、結果として不採択と報告がなされました。

この間、これまでの請願の取扱いについては、本来ですと請願が出された会期中に結論を出すというのが通例でございますけれども、今回、このような形で長く議論がされたということは、本当に総務文教常任委員会の中で慎重に審議をされた結果だろうと、私はこの御労苦に対して感謝を申し上げたいと思いますけれども、何点か質問させていただきますが、今回のハラスメント条例制定に向けた請願について、あらゆるという文言があるからということでした。このあらゆるというのはどういう内容で議論をされたのか、まずはお伺いをしたいと思います。

○総務文教常任委員会委員長（服部良一君）

まさしく今回の請願の内容のあらゆるというところが論点であります。議事録にも記されて残っておりますので、見ていただければ分かりますが、提出者本人から聞き取り調査の中で、御本人があらゆるという言葉を使って請願内容を書いておりますが、できることからお願いしますと言われました。そのとき私は、そこなんですと。そこが議論の論点なんですと。あらゆるといいますと、何もかにもしておりますので、それを条例制定というのは非常に難しいから、できることということで記されておるならば、それならばこれとこれとこれと

決めてかかられますが、あらゆるとなりますと、これはとてもではない時間がかかる、もしくは条例を法律からずっと読んでいきますと、あらゆるという言葉が使われるような採択はできづらいわけです。ですから、その旨を御本人に申しました。ですから、今回の論点はまさしくあらゆるということなんです。御本人もそのことは覚えていらっしゃると思います。大体そのことに関してはそのようなお答えをしております。

○21番（川口誠二君）

私も昨年3月の請願審査の折に傍聴で入りました。請願人の意見陳述がなされて、できることからやっていただきたいという要望が陳述の中でなされたのではないかなと思うんです。ですから、そのことを踏まえれば、私はいかがなものかなと。これは質疑でありますので、私の見解は避けたいと思うんですけれども、次に、先ほど言われました地方議会に対する請願については、当該地方公共団体の権限以外の事項については不採択のほかにはないと解されていると。これは市民生活に対する問題なんですよ。当然、市民に対しては行政が責任を持つ、あるいは議会が責任を持つという部分では、私はこの部分については当てはまらないのではないかなと思うんです。そこら辺をどのように委員会の中で議論されたのか、お尋ねしたいと思います。

○総務文教常任委員会委員長（服部良一君）

まず、自分の思いですからということと言われましたが、私たち総務文教常任委員会が議会運営委員会を通して、そして本会議でこの請願付託を受けたわけですね。これは議長からの総務文教常任委員会に付託をしますということで、皆さんがそれで決したわけですので、私たちが責任を持ってこれを受けたわけです。しかし、この文章に対して、請願の内容全てに対して私たちは審査をしなければなりません。「あらゆる」という言葉を私たちが勝手に「できることから」という置き換えはできないわけです。それはここにおられる方は議論の中で仕事していますからお分かりだとは思いますが、そうだったら、私たちが、じゃ、あらゆることに変えましょうかということとはできないんですね。請願そのものを私たちは審査するわけで、最終的には本会議で採決をするということが常識でありますので、そのような取り計らいでやってきているわけです。ですから、まさしくあらゆるということを勝手なこととはできないということを私はまずは申し上げておきます。

また、地方自治法のことを少し触れられましたが、地方自治法第124条、第125条、ここには請願の内容のことを書いてあります。あらゆるところを、そこに記されていることは、行政を超えるものについては非常にやりにくい。それはやれないはずなんです。例えば、ここにおられる方、御家庭の中身のことで、それがハラスメントだ何だと、条例がこうあるじゃないかという議論を家庭の中でしますか。そんなことはできないわけです。または、中小企業から個人企業までありますけど、その中まで条例が入り込むというのは、非常にそれ

は常識的に考えても苦しいものでありますね。行政がそこまで手を入れられるかと。責任は持たねばなりませんよ。御家庭で何かトラブルがあったら、行政はやっぱりそれは手を差し伸べねばなりません。個人企業だってそうでしょう。しかしながら、それを取決めをするというのは、非常にそれは難しい。それは議論の中で総務文教常任委員会でもやっております。

ですから、私たちはハラスメント防止を反対しているわけじゃなくて、ハラスメント防止を逆に進めるために、この条例は一旦あらゆるところを消して、そしてもう一度やり直すために総務文教常任委員会としては議会運営委員会に諮って、特別委員会をつくって、早速、ハラスメント根絶のための特別委員会を設置して、ハラスメント防止条例制定のために進もうということの結論が、難しい文言ではありますが、反対に取られがちなんですけど、実を言うと、こっちが本筋で言っているということを確認していただきたい、そういうことを申し上げて委員長報告をやったわけです。よろしく願いしておきます。

○21番（川口誠二君）

権限の問題でそこまで踏み込むことはできないということですが、例えば、ほかにも条例があるわけですね。部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例、これもやっぱり、いわゆる家庭の中でも差別はしちゃいけませんよというところまで踏み込んでいるんですよ。ですから、そういったものを、今ある条例等も検討、研究しながらやられたのかなと私は疑問を抱いております。

これは見解の違いということであるならば仕方ないんですけれども、最後に要望といいますか、委員長報告で賛同を賜ったら議会として条例の制定に向けた検討を議会運営委員会においてしていただきたいと。私は議会運営委員会の委員長です。議会運営委員会というのは、あくまでも執行部から出された議案の処理をどうするのか。本会議でももちろん採決をしますけれども、付託をせずに即決するのか、あるいは委員会に付託をするのか、請願についてどこの所管の委員会に送付をするのか、付託をするのかということでの取扱いしか議会運営委員会ではしません。したがって、条例制定に向けた取組を議会運営委員会ですということ、私は議会運営委員会の権限外のものだろうと思います。不採択となった部分を、あらゆるという言葉が入っているから不採択としましたということですが、条例制定の取組をしてくださいというのは、私は矛盾するのではないかとということで意見を申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

○議長（橋本正敏君）

最後は要望ですので、質疑ではありませんので。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○11番（田中栄一君）

私は、請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願の委員会不採択に反対の立場で討論をいたします。

この請願は、ハラスメントは人権問題であるとして、その防止を図るための条例制定を求められたものです。3月定例会に請願が提出、受理された後、総務文教常任委員会に付託され、当該委員会で審議されてまいりましたが、6月、9月定例会において継続審査申出がなされ、約8か月の慎重審議を経て、今定例会に不採択という報告がなされました。

不採択の理由の1点に、あらゆるハラスメントということが挙げられておりますが、請願者の趣旨説明では、あらゆるという表現をしているが、まずはできるところから始めていただきたいという発言もございました。私は委員会での各議員の意見は尊重いたしますが、次の理由により、この請願を不採択とすることには反対するものです。

まず第1点目に、ハラスメントは人権侵害であって、絶対にあってはならないことだと思います。法律もあり、国民は遵守する義務を負っていますが、実際はそれほど認識されておらず、さきの衆参両院議員選挙や全国の自治体でのあらゆるハラスメント行為が問題視されています。先駆けて条例制定を行った県内自治体もあるようですが、八女市においても条例制定を行い、私たち自身も含めて、市民へのハラスメント防止に向けた啓発を図るべきと考えます。

2点目に、あらゆるハラスメントを包含しなくても、主立ったものからハラスメントの防止対策を始めていただきたいと請願代表者が趣旨説明時に申された意思是尊重すべきであると考えます。

3点目に、不採択とした場合、条例制定にこの議会がノーを示すこととなります。したがって、今後の条例制定に関する審議ができなくなりますので、採択の後、特別委員会設置等により条例制定化に向けた論議ができなくなります。

4点目に、この請願を不採択とした場合、八女市議会の倫理観が疑われ、市民の議会離れや他自治体との信頼関係や誹謗中傷のおそれも心配されます。

以上の4点から、請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願の委員会の不採択については反対するものです。

○議長（橋本正敏君）

賛成の討論でしょうか。賛成ですね。（「反対」と呼ぶ者あり）

賛成の方はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

それでは、反対の討論をお願いします。

○5番（古賀邦彦君）

委員長の先ほどの請願不採択に対して、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、この請願内容について、何ら反対する理由なく、不採択とする必要がないと考えるからです。ハラスメントの防止は誰も異論のないことだと思いますし、そのために努力をしなければならないと思っております。さらに、あらゆるハラスメントの防止といえ、当然ハラスメントの概念の整理というのは必要になると思いますが、その整理の上の一つ一つのハラスメントの防止をできるところから求めていく、つくっていく、このことが現実的であると考えます。請願者の方が総務文教常任委員会で請願の趣旨説明の際、できるところからと言われたのは至極当然のことと思います。このため、まずこの請願を採択した上で、その後、議会としてできる条例化、これを一つ一つ重ねていくこと、このことが非常に重要だと。改めて一つ一つの内容ごとに条例制定に向けた作業を進めるべきだと考えますので、以上の理由から不採択に反対するものです。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

請願第1号に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告が不採択のときは、委員長報告のとおり決するかどうかではなく、請願に対する採決をするかどうかをお諮りしますので、御注意ください。

もう一度申し上げます。委員長報告のとおり決するかどうかではなく、請願を採決するかどうかについてでありますので、お間違いのないようお願いいたします。

それでは、採決します。

本請願を採決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択することに決しました。

日程第4 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第4. 議案の上程を行います。

市長より報告1件、議案46件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第16号から議案第107号まで、計47件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（簗原悠太郎君）

改めまして、本日は令和6年第5回の八女市議会定例会を招集しましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、報告1件及び議案46件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

報告第16号、八女市総合体育館駐車場で発生した草刈り作業における飛び石による車両損傷事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における車両損傷事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和6年8月10日午前9時50分頃、スポーツ振興課職員が駐車場内の草刈り作業を実施していたところ、草刈り機の飛び石が同駐車場に駐車されていた軽自動車に当たり、後部座席の窓ガラスを損傷させたものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として103,345円を支払うことで示談が成立し、本市が加入する損害保険により賠償金の支払いを行いました。

議案第62号、令和6年度八女市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について御説明申し上げます。

今回の補正は、10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費で、歳入歳出それぞれ34,471千円を追加し、総額は46,164,673千円となりました。

この補正予算につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第63号 八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、児童手当法の一部改正に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第64号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和7年度から本市の市税及び使用料等に係る督促手数料を廃止すること等に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第65号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、内閣府令の一部改正に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第66号 八女市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、児童手当法等の一部改正に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第67号 財産の無償貸付けについて御説明申し上げます。

本案は、令和2年1月から室内型完全水耕栽培システム事業を展開している株式会社ハコブネに対して、旧木屋小学校の土地、建物の無償貸付けをしようとするものでございます。

同社につきましては、現在展開している室内型完全水耕栽培システム事業を継続するとともに、今後、ふるさと納税返礼品の研究開発や産学官連携事業などの事業拡大を予定されています。同社の経済的負担を軽減し、安定した事業運営を確立することで、今後予定されている事業が発展し、市の各種施策との連携につながることを期待できるとともに、市東部地域の活性化と雇用の創出を期待できることから、継続的な事業運営を支援するために無償で貸し付けようとするものです。

議案第68号から第104号までについて、一括して御説明申し上げます。

本案は、今年度末をもって指定管理期間が満了する公の施設及び新たに指定管理を行う公の施設について、令和7年度から令和11年度までの指定管理者を指定するために市議会の議決をお願いするものでございます。

今回お願いいたします議案につきましては、議案第68号の八女市豊岡コミュニティセンターから議案第104号の星野焼展示館までの計37議案でございます。このうち、新たな指定管理者として提案させていただく2議案について御説明いたします。

まず、議案第93号、八女市弓道場につきましては、これまで施設の管理を八女弓道会に委託してまいりました。このたび、施設の管理経験やノウハウ及び実績もあり、より地域に密着した運営も期待できることから、同団体を指定管理者として提案させていただいております。

次に、議案第100号、旧木下家住宅につきましては、これまで直営として運営してきましたが、このたび、新たに指定管理者の公募を行いました。応募があった1団体について、八女市指定管理者選定委員会での審査により、株式会社つぎと九州が選定されましたので、指

定管理者として提案させていただいております。

また、その他35議案についての指定管理者につきましては、引き続き同じ団体をお願いしたいと考えております。

以上で議案第68号から第104号までの説明を終わります。

議案第105号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

このたび、市道路線の廃止をいたしますのは、黒木町のその他市道風呂ノ口・三郎丸線及び立花町のその他市道神楽園・光友線でございます。

これらの路線につきましては、支所の太陽光発電等の設置工事に伴い、路線を廃止するものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面を配信しておりますので、よろしく願いいたします。

議案第106号 工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

本案は、八女市新庁舎建設工事について、旧庁舎解体工事及び外構工事等の設計変更に伴い、工事請負価格の変更をする必要が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

議案第107号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、1,033,723千円を追加し、総額は47,198,396千円となります。

第2条は繰越明許費で、4ページで説明しておりますとおり、小中学校長寿命化改修事業でございます。

第3条は債務負担行為の補正で、5ページで説明しておりますとおり、戸籍氏名振り仮名記載業務委託料の追加でございます。

第4条は地方債の補正で、6ページで説明しておりますとおり、災害復旧事業及び過疎対策事業の限度額の変更でございます。

歳出につきましては、障害者等自立支援給付費やこども予防接種事業、小中学校長寿命化改修事業、災害復旧事業などを計上いたしております。

歳入につきましては、障害者自立支援給付費国・県負担金、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金及び地方債の増額等でございます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は12月2日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時5分 散会